

Q16

平成18年（2006）6月2日施行の政省令改正の内容を教えてください。

A

平成18年（2006）6月2日以降は、生後12～24カ月未満（1歳時）：第1期と5歳以上7歳未満で小学校に入学する前1年間（4月1日～3月31日）：第2期にそれぞれ1回ずつ、計2回定期接種として麻しん風しん混合ワクチンあるいは麻しんワクチンあるいは風しんワクチンを受けることになりました。また予防接種率の確保及び向上ならびに被接種者の利便性、経済的及び肉体的負担の軽減等の観点から、麻疹あるいは風疹に罹ったことがある者、同じ「期」内にすでに麻しんワクチンあるいは風しんワクチンを受けたことがある者、あるいは特に麻しんワクチン、風しんワクチンの接種を希望する者以外は、麻しん風しん混合ワクチンの接種を選択することが勧められています。なお、平成20年（2008）4月1日施行の政省令改正により、麻疹あるいは風疹のいずれかに罹ったことがあっても、麻しん風しん混合ワクチンの接種が可

能となりましたので、麻しんワクチンあるいは風しんワクチンを選択するのは、同じ「期」内にすでに麻しんワクチンあるいは風しんワクチンを受けたことがある者、あるいは特に麻しんワクチン、風しんワクチンの接種を希望する者のみとなりました。

2歳以上で小学校入学前1年間に至るまでの小児、あるいは小学校に既に入学している者のうち、まだ麻しんワクチンあるいは風しんワクチンを受けたことがなく、まだ麻疹あるいは風疹にかかったことがない者については、早急に任意接種として受けておくことが勧められます。自治体によってはこれらの者に対しても任意接種の枠組みで接種費用の全額あるいは一部を負担してくれるところがありますので、お住まいの市町村(特別区)にお問い合わせください。

2歳以上2期に至るまでの間にいずれかのワクチンを受けた場合であっても、2期の対象年齢になった場合は、PVFの数%を救う意味においても、定期接種として2回目のワクチンを受けることになっています。